

東郷外相と日米交渉

池 田 十 吾

目 次

- 一　はじめに
- 二　日米交渉の経過
- 三　東郷の外相就任と日米交渉に対する態度
- 四　来栖大使の派遣とマジックの曲詠
- 五　甲案による交渉
- 六　乙案による交渉最後の努力
- 七　ハル・ノートと交渉の決裂
- 八　対米覚書と開戦

一　はじめに

東郷茂徳は、太平洋戦争の開戦と終戦という日本の歴史的命運を分かつ二つの劇的な場面に、外相として登場した

東郷外相と日米交渉（池 田）

不思議な人物である。また、これらは、日本外交にとつても、極めて重要な歴史的意味を持つてゐる。ここでは、日米交渉をめぐる東郷外相の外交に焦点を当てて分析する。

東郷が自分の意志に反して、東条内閣の外務大臣を拝受したのは、東条との間に「日米交渉の成立」^①という約束があつたからである。しかし、その後、歴史の事実が示すように、日米交渉は決裂し、外相に就任して二ヶ月足らずで、太平洋戦争が勃発する羽目になつた。

では、一体、日米交渉はどのような経過を辿つて、東郷外相にバトン・タッチされたのだろうか。東郷が外相に就任する前の日米交渉の経過について簡単に述べる。

二 日米交渉の経過

日米交渉の発端

一九四一年四月一六日、ハル国務長官と野村吉三郎駐米日本大使が、米国・ワシントンにあるハルの新居、ウォルドマン・パーク・ホテルで、第三次会談を行なつた。この時、ハルは野村に対し「日本人及び日本の友人であるアメリカ人の作成した、いわゆる『日米諒解案』^②によつて、交渉を進めて可なりという日本政府の訓令を得られたき旨」申し出たことが、日米交渉のそもそもの発端である。この時期は、第二次近衛文麿内閣の松岡外相時代であり、松岡は、日ソ中立条約締結のためモスクワを訪れており、不在であつた。

日米諒解案は、七項目から成り、その要点は次の通りである。

(一) 日本は、枢軸同盟が防衛的性格のものであり、同盟による軍事上の義務は、同盟国が、ヨーロッパ戦争に参加

していない国から、積極的に攻撃された場合にのみ発動することを声明する。

- (二) 米国は、進んでヨーロッパの攻撃同盟に参加せず、自國の安全と防衛のみを考慮することを声明する。
- (三) 米国は、下記の条件で蔣介石政権に和平を勧告する。(イ)中国の独立、(ア)日本軍の中国からの撤退、(ハ)中国領土の非併合、(ツ)非賠償、(タ)門戸開放、(シ)蔣および汪政権の合流、(ト)日本の大量移民の中国入りの自制、(チ)満州国の承認

(四) 日米首脳会談をホノルルにおいて開催する。

同日、ハルは野村との会談のなかで「①あらゆる国家の領土保全、②内政不干渉、③機会均等、④平和的手段による限り、太平洋の現状不変更」をしたためたハル四原則のステートメントを、野村に手交した。さらに、「アメリカ政府にとって唯一最高の前提 (the paramount preliminary) は、日本が征服と侵略の政策を放棄して、平和的原则に復帰することである」と力説した。

なお、会談後、ハルは東京のグルー大使に対し、「日本が現時点において、このようなプログラムによつて、行動する意思も能力もあるとは思わない」と電報し、日本の誠意と行動に疑問を投げかけている。

松岡外相の日米諒解案に対する考え方 モスクワにて日ソ中立条約を締結して帰国した松岡外相は、全く個人的な行動から始まつた日米諒解案が、日本の正式な政策にならうとしていることに対し「この案を受け入れると、自分がこれまで追求してきた政策を一八〇度転換することになるであろう」と、反対の意見を表明した。それは、自らが演出してきた日独伊三国同盟や日ソ中立条約と矛盾するものである、との思いがあつたからである。早速、松岡は、日米諒解案を骨抜きにした修正案を野村に訓電した。

五月一二日、野村は、松岡修正案をハルに提出した。ハルはこの案に対し「希望の持てる提案でない (very few hopeful)」と指摘している。一方で、「日本を枢軸国から離脱させる数少ない可能性がある限り、交渉に入るべきである」と述懐し、交渉に希望と期待をつないでいる。

六・一一米国案 六月二一日、ハルより野村に対し米国案が示された。その要旨は、①英國を援助し、ドイツを打倒するために参戦に寄与する、②枢軸同盟から、日本を実質的に離脱させる、③中国問題に、米国が干渉する権利を獲得する、④太平洋全域に関し、日本の経済発展を拘束することを目的としていた。また、同時に、ハルはオーラル・ステートメントを発表し「日本政府の有力な地位にある指導者のなかには、ナチ・ドイツに対して明瞭な確約 (definity Commitment) をしている者がいることが、信頼すべき情報によつて確実となつた」と言って、暗に、松岡を非難している。やがて、ハルは、日本政府が日米諒解案の成立を計るため、より一層の明白な指示を期待している旨を述べた。

六月二十四日、米国案が東京に届いた。米国案を一読した松岡は、烈火の如く激怒した。この米国案は、オーラル・ステートメントを読む限り、米国が松岡の退陣を望んでいる様子であった。

七月一〇日、一二日の両日、連絡会議が開かれ、米国案について検討された。この会議で、松岡は「米国との会談は中止されるべきだ」と叫んだ。近衛によると「松岡の態度は、益々非妥協的となり、むしろ判然と、日米交渉反対に傾いてきた」と述べている。

この連絡会議の直後、近衛は東条陸相、及川海相、平沼内相らと会って、松岡の外相罷免を討議している。七月一六日、近衛内閣の総辞職が発表され、松岡は外相の座を去った。

しかし、米国において、國務省のスタンレ・ホーベック政治關係顧問は「提案された協定は、日本国民もアメリカ國民も望まないものであり、途方もなく双方にとって不快なものであり、このような日米諒解案のやり方に対しても、アメリカに關しても、アメリカの外交政策のいくつかの基本目標に關しても、悪いものであろうと確信している」と、ハルに注意を促していることにも注目しなければならない。これらが、個人外交の危険性を孕み、しかも米国の外交原則とルールから逸脱していることを指摘している。

第三次近衛内閣と豊田外相 七月一七日、第三次近衛内閣が成立し、豊田貞次郎海軍大將が外相に任命された。前内閣で商工大臣を勤めて、物資問題を主管した経験と日米交渉に熱意を有する点が買われたのである。

米国は、松岡を外相の座から放逐したこの政変に、格別の意義を認めなかつた。そればかりでなく、日本の陸海両統帥部が、新内閣を支持する条件として、①七・二御前會議決定に基づき、仏印に対する軍事措置を的確に実行する、②南支と北方戦備を促進する、③日米交渉については三国同盟の精神に背馳せぬ⁽¹³⁾、の三項目を要求していたことに対して、むしろ懷疑的であった。

七月二八日、日本軍は、七月二日の御前會議の決定に従つて、南部仏印進駐を開始した。これに対応するかのように、米国は、日本資産（現金二億円、証券三・五億円）を凍結し、日本も直ちに、米国資産（三億円）を凍結した。イギリスも米国に追随した。

八月一日、米国は、遂に対日石油禁輸をもつて報復した。石油の禁輸は、三百万バーレルの年間需要の一割も生産することができぬ日本にとって、國家の存立を脅かす切実な問題であった。この点、特に海軍の反発は、激烈であった。米国としては、石油禁輸を断行した時、対日戦争の覚悟をしていたのだろう。

ハルは、この事態について、「武力以外に日本を阻止できるものはない。この際、歐州の軍事情勢に結着がつま
で、うまく情勢を操作できるかどうかが問題である。私は、日本の言い分は一語と言えども信用せぬが、日本がさり
に行動に出るのを遅らせるために、信用しているように見せかけているだけだ」⁽¹⁴⁾と、うそぶいている。ハルの言葉か
ら察するに、米国は石油の禁輸を以て、日米交渉を事实上打ち切っていたかのようであり、開戦への時間稼ぎであつ
たようと思われる。九月六日、日本は、御前会議で「一〇月下旬を自途トシ、戦争準備ヲ完整ス」との強硬な「帝国
国策遂行要領」を決定した。

近衛首相と日米交渉 近衛ほど日米交渉に熱心であった人はいない。しかし、その行動には多くの矛盾を内包して
いた。その第一は、交渉条件として、米国の建前は甚しく隔離していたにもかかわらず、これに無難作に賛成したこ
と、第二に、七月二日の決定によって戦争を不可避にしたこと、第三に、難局を開闢するため、首脳会談を提倡しな
がら、九月六日の決定に賛成して、戦争を決定的ならしめたこと等は、その具体的な例として挙げができる。

近衛が日米交渉に対し、善意をもって終始一貫し、何とか成立させたいと思つていたことは、客観的に考えられ
る。三国同盟を締結しても、日米関係の打開を信じ、七月二日の御前会議の決定があつても、日米交渉の成立を熱望
していた。しかし、当時、軍の支配する政界および世論の状態を検討するならば、陸・海軍と妥協して開戦を決定す
る矛盾は、常識をもつて説明することは不可能であろう。近衛は、軍部を抑えるためには、ルーズベルトと個人的に
洋上会談を行うことも計画したのであるが、幻の会談となつた。日米交渉成立の前提条件として、日本内部において
交渉妥結の用意を整えることが必要条件であった。少なくとも、日本は從来の大陸政策を変更し、支那より撤兵する
ことを承諾せねばならなかつたのだが、これに對して、東條陸相は、全面撤兵に断固として反対した。死を以つてし

ても、日米交渉を成立させようと誓った近衛は、遂に、行き詰まり、内閣を投げ出す決心をして、第三次近衛内閣の総辞職となつたのである。

三 東郷の外相就任と日米交渉に対する態度

一〇月一七日、木戸幸一内大臣は、大命を挙受した東条と及川海相に対し、「国策の大本を決定せられますに就ては、九月六日の御前会議の決定にとらはるる処なく、内外の情勢を更に深く検討し、慎重なる考究を加ふることを要する」⁽¹⁶⁾との昭和天皇の思召を伝達した。

翌一八日、外相に東郷茂徳大使（帰朝待命中）を迎えて、東条内閣が発足した。東郷は、東条内閣の外相就任に当つて、日米交渉に生命を賭けた第三次近衛内閣が、東条陸相の中国撤兵反対によつて、総辞職に追い込まれた事実を知つていたから、特にこの点を、東条に念を押した。東条は「交渉が成立せしめ得るならば、成立せしめたいのは自分も同感である。ワシントンからの電報によれば、交渉案件中、支那駐兵問題以外は、大体了解が成立したことであるが、諸問題に付き再検討を加うることは、何等異存はない」と約束したので、交渉成立に鋭意努力すること、戦争を防止し、平和外交を条件として、外相就任を受諾した。⁽¹⁸⁾

豊田前外相は、新旧外相の引き継ぎに際し、「駐兵問題だけが残された難問であるから、これを適宜処理すれば、交渉は妥結の見込みある」と語つてゐる。豊田の意見によれば、①仏印増兵を停止する、②日華秘密取極により、和平成立後、二ヶ月以内に中国より撤兵を完了する。ただし、華北・蒙疆の一部、海南島には、和平成立後も五年間駐

留する、③仏印の日本軍は、共同防衛の必要がなくなれば、速やかに撤退する。その時期は、日華事変終結の時より遅れない、と約束すれば、交渉妥結の成算があるということである。

天羽英二外務次官も、東郷外相への報告のなかで「アメリカとの戦争は、王手のできない将棋のようなものだ。日米交渉は、どうしてもまとめなければならない。だが、今のような調子では、あるいはまとまらないかも知れない。⁽²⁰⁾しかし、その場合は、外交断絶という手もある。戦争はどうしても避けるべきだ」と述べている。

東郷は外相に就任するや否や、第一に、西春彦を次官に据え、枢軸派の肅正に着手した。南進政策促進に關係した大使を罷免し、外務省で最も急進的と目され、越軌の行動が著しかった課長二名および事務官一名を依頼免官とした。⁽²¹⁾この人事の肅正は、米英に対し強硬外交を唱道した陸海軍と急進分子への警告として、大いに効果があった。戦後、キーナン判事は東京裁判所において、この東郷の親軍派官僚の肅正をかなり高く評価している。第二に、従来の交渉記録を点検して、これを整理することによって明らかになった点は、支那駐兵問題のみならず、他の問題にも多くの譲歩しなければ、交渉成立は不可能であることが判明した。

一〇月二〇日、東郷は、ラジオを通じた就任の第一声で、「帝国外交の窮極の目標が、世界平和の維持増進にあるのは勿論なるも、帝国の生存に触れ、その権威に関する場合には、あくまで毅然たる態度を以つてこれを擁護し、日本本の光輝ある歴史的使命の達成を図らねばならない」と訴えた。東郷はこの演説で、交渉は継続されるべきであるが、日本の譲歩には一定の限度があることを、明らかにしたものである。

翌二一日、東郷は野村に対し、次のような訓令をした。⁽²²⁾

公正な基礎のある日米国交調整に対する熱意は、前内閣と異なる所なし。しかして、わが方見解の主張は、

既に殆んど全部これを明らかにしてあるを以つて、むしろ、わが方は毅然たる態度を以つて、米側の反省を俟つ態度に在り。貴大使は、適宜貴大使自身、または若杉をして、わが方としては、本件交渉にこれ以上、長時間を費すを許さざる事情にあることを、それとなく仄めかし、九月二十五日、わが方案に対する米側の対案を至急求めらることに重点を置き、話し続行せられ度し。

つまり、新内閣においても、公正な基礎の上における日米交渉の熱意は変わらないという内容である。また、戦争へのデッド・ラインが近づきつつあること、そして時間的余裕がないことも申し添えて いる。⁽²⁵⁾

まず、東郷外相の日米交渉に対する基本方針は、次の三点に要約できる。⁽²⁶⁾

- (一) 支那駐兵問題は、特殊地域においても、五年以内に全部撤兵すること。
- (二) 支那における第三国（米英）の経済活動を認め、通商自由の原則を世界的に拡大すること。
- (三) 日本の侵略的意図なきことを明白にするため、南部仏印進駐より撤兵すること。
- (四) 三国同盟は、表現方式の問題にお講究の余地あり。

この東郷案は、日米交渉の成立を計るには、確かにドラスティックなものであるが、当時の情勢から考慮するならば、とても承認できるものとは思われない。

一〇月二三日から一月二日まで、八回にわたって「連絡會議」⁽²⁷⁾が開かれ、一日の早晩、次の三案を検討することになった。

- (一) 戰争せず臥薪嘗胆する。
- (二) ただちに開戦を決意し、武力開放する。

(三) 戰争決意のもとに、作戦準備と外交を並行して行なう。

東条首相、東郷外相、賀屋藏相、嶋田海相、鈴木企画相は、第三案に賛成したが、統帥部は激烈に反対した。特に、戦争を回避し、外交交渉を進めるには時間が必要であるとする東郷と、戦争の開始を急ぐ統帥部とは激論し、正面衝突を演じている。

甲案 同日、御前会議は一連の連絡会議で検討された案を、甲案と乙案にまとめて結論を得た。甲案は、去る九月二五日付けの日本側案を、最大限度に米国の意向に譲歩して作成したもので、要旨は次の通りである。^⑧

- (一) 支那に対する通商無差別待遇は「無差別原則が、全世界に適用されるにおいては」との条件をつけて認める。
- (二) 三国同盟条約の解釈および履行に関しては、米国参戦の場合に關係なく、帝国政府の自ら決定する行動による。

(三) ハル四原則については、今まで米国側に述べてきたことはやむをえないが、諒解案や声明中に「条件付きで主義上同意」とうたうことは避ける。

- (四) 仏印からの撤兵は、領土主権を尊重し、撤兵時期を「支那事変の解決をみた場合」と明確にする。
- (五) 支那における駐兵および撤兵問題は、従来通りである。ただし、駐兵期間に関しては「おおむね二五年とする」旨で応酬する。

このなかで、支那からの撤兵をめぐり、一〇月二九日の連絡会議で、東郷は軍部や他の閣僚と見解の相違をめぐり、激しい議論を開いた。東郷は、日米交渉の基本たる支那問題を解決するためには、支那駐兵問題で日本側が、大幅に譲歩する必要があると從来から考えていた。それは、日本が隣国である支那に対して、長期にわたって兵力を

維持することは、東洋の永遠の平和に大きな障害をもたらすとの信念があつたからである。よつて豊田前外相の意見書を参考に、「特殊地域においても五ヶ年以内に全部撤兵すること」との考え方を強く主張した。これに対し、軍参謀本部は「期限付き駐兵は、軍隊の士氣を沮喪せしむるから承諾し難し」と強硬な反対をした。東条も「慎重考慮の要ありて、軽々に撤兵に応ぜず」と統帥部の意見を支持し、鈴木もこれに同調した。また、鳩田も「日本軍隊の撤退を見る場合には、日本企業の維持はもちろん、その安全も期し難し」として、駐兵に賛成した。⁽²⁹⁾ この時、東郷は、海軍が意外にも強硬な態度に驚き、「入閣に際して、鳩田に託した期待は空しかつたように感じた」との感想を述べている。また、穏健派であった賀屋までが「駐兵は、在支企業に必要である」との意見を述べ、東郷はますます孤立無援の立場に陥つた。この間、一幹事より「九九年」説や「五〇年」⁽³⁰⁾が持ち出されたが、東郷外相は「九九年」は永久を意味し、「五〇年」は無意味であると強硬に反対した。結局、東郷は持論の「五年」説を、「二五年」に折れることになつた。東郷は「二五年」説では、「交渉の成立も疑わしく、甚だ遺憾」⁽³¹⁾に思つたが、米国より長期に失するとの異議ある場合には、これに対処する方法もあるとの考へで妥協した。

乙案

甲案が成立しない場合、危機を回避するための暫定協定として、乙案を作成することになった。この乙案の原案は、そもそも幣原喜重郎元外相の助言を得て、東郷が若干の修正を加えたもので、最初の外務省原案では次のようになつていた。

- (一) 日米両国は、いづれも仏印以外の南東アジア及び南太平洋地域に武力進出を行はざることを約す。
- (二) 日米両国政府は、蘭印において必要とする物資の獲得が、保障されるよう相互に協力するものとす。
- (三) 米国は、年百万屯の航空擲弾油の対日供給を確約す。

（備考）①本取極が成立せば、南仏印駐屯中の日本軍は、北仏印に移駐する用意あり。②尚、必要に応じては、従来の提案中にある通商無差別待遇に関する規定、三国条約の解釈及び履行に関する規定を追加挿入するものとす。）

一月一日、東郷は連絡会議において、この原案を次のように説明した。「従来の外交交渉は適切さを欠き、単にこれを踏襲のみでは成功の望みがない。したがって、問題点を絞り、東南アジアだけを片づけ、支那問題は日本自身で解決するようにしたい。支那事変の仲介を米国に依頼することは、支那問題に米国の介入を許すもので、九ヶ国条約体制を認めることになり、はなはだよろしくない」と主張した。⁽³²⁾これに対し、杉山元参謀総長と塚田攻次長は「支那事変解決をタナ上げにし、南部仏印より撤兵して日米交渉を妥結することは、将来に大きな禍根を残す。仏印進駐⁽³³⁾は支那に大きな打撃を与えており、しかも、東南アジアの資源に関しては、日米両国が五分五分に獲得権をもつことを可能にしている。また、アメリカが支那援助を継続し、石油も入ってこないというのでは、半年後には戦機は去ってしまう」と、乙案の放棄を強硬に要求した。乙案の放棄を強硬に要求した軍部の反論のなかで、「戦機は去る」との言葉は、軍部の早期主戦論を印象付けている。

だが、乙案が受け入れられない場合には、辞職を決意していた東郷は、自説を固守した。そこで、武藤軍務局長の仲介によって、会議を一時中断し、杉山と塚田を説得し、妥協して乙案の成立を計ったのである。⁽³⁴⁾したがって、乙案は次のように第三項目を変更し新たに厳しい内容に変更された。

（一）（二）は同内容

（三）日米両国政府は、相互に通商関係を資産凍結前の状態に復帰すべし。米国政府は所要の石油の対日供給を約

す。

(四) 米国政府は、日支両国の和平に関する努力に、支障を与うるが如き行動に出でざるべし。

(備考) ①必要に応じ、本取極成立せば、南部仏印駐屯中の日本軍は北部に移駐するの用意あること並に日支間和平成立するかまたは、太平洋地域における公正なる平和確立する上は、日本軍隊を撤退すべき旨を約束し差支なし。②必要に応じては、往電第七二六号甲案中に包含せらるる通商無差別待遇に関する規定、及び三国条約の解釈及び履行に関する規定を追加挿入するものとす。尚、本案を提出する時期に付ては、予め請訓ありたし)。

この連絡会議で、さらに、軍部は開戦の決意をもつて交渉に臨むよう要請している。永野軍令部総長によれば、「一月末迄に交渉成立せざる場合、直に開戦すというに非れば、戦機を逸すことになり、しかもこの際戦うに非れば、日本は永久に戦うの機会なくして米英に屈伏するの外なし」との主戦論を主張している。陸軍参謀本部もほぼ同様な意見であり、戦局の見透しについては、むしろ樂觀的でさえあつた。⁽³⁶⁾これに対し、東郷は、外交交渉にタイム・リミットを設けることは危険であるとの方針は変らず、軍部との意見の対立は正面衝突の状態にあった。この時、鳩田までが、東郷を別室に誘つて、軍部の意見に妥協するよう説得しており、ある出席者の一人は、西次官に対し、「外相が戦争に反対なら、取り替えてしまはず」と脅迫している程である。そこで、東郷は「開戦の決意」決定には、深思熟考を加えるため、一夜の延期を主張し、散会した次第である。

一月二日、早朝、東郷は外務省の先輩である広田元首相を訪ねた。そこで、東郷は日米問題は想像以上にはるかに険悪であり、この事態を好転させるため、辞職したいと相談している。これに対し、広田は「もし君が辞職すれば、直ちに戦争を支持する人が外務大臣に任命されることは明らかであるから、君は職に止まつて、交渉成立のため

全力を成すべきである」と述べ、慰留に努めた。⁽³⁸⁾

同日、正午、東郷は東条を訪問し、「米側が甲案に応じた場合には、交渉を成立させるために、ある程度の譲歩をなすことが可能である」ことを確認している。日米交渉成立に向けて、情熱を傾ける東郷の意気込みは、一向に衰えなかつた。

一月五日、御前会議が開かれ、次のような決定がなされた。

(一) 甲案、乙案により対米交渉を行うこと。

(二) 右外交交渉が、一月末までに妥結しない場合、対米英蘭戦争を決意する。

これは「第二次帝国国策遂行要領」であり、軍部の「戦争を主とする」激しい勢いに押し切られた感じが強いものである。その証拠として、御前会議に特旨として出席した原松密院議長の交渉の成立の見込みは小なる旨の陳述だが、いかなる程度に考へているか、との質問に、東郷は米国の強硬態度および本案内容に照せば、一割以上の見込みは立ち難し、と述べている。一方、この時、東条も発言し「四割位いの成立の可能性」を仄めかしている。この東条の発言は、主戦論のみの軍部と若干違つたニュアンスをもつたフレーズとして注目すべきである。

一月四日、東郷は野村宛に、甲案乙案の内容を記した電文を発信した。このなかで「本交渉は最後の試みとし、名実共に最終案であつて、國運に甚大な影響にあり」と、悲痛な叫びを訴えている。同時に、この電文のなかで、一月二十五日までに調印を完了する必要性も申し添えている。

同日、グルー大使は、次のような長文の意見書をワシントン政府に打電している。⁽⁴¹⁾
もし戦争が起るとするならば、歴史はこの電報を見落さないだろう。そして、特に、われわれの平和への努力

が失敗するならば、日本は外国の経済的圧力に對して、必死の努力をして、打ち勝つようにするであろう。これは、やがて、国家的ハラキリに及ぶかも知れない。日毎、その雰囲気に直接触れているわれわれは、このことが、單に可能性としてでなく、あり得ること（not only possible but probable）だとの認識にある。日本の論理や理性の規範は、西洋の尺度で測ることはできない。ある消息筋が主張しているように、われわれの経済的圧力は、日本を戦争に迫いやることはないとする信念は、米国の国策を危険なものにするであろう。もし、われわれが平和的プログラムが失敗した時の代案として、日本の戦争への準備を無視し、あるいは軽視しようとするならば、さらに、もし戦争への準備を、日本外交を強化するための虚勢に過ぎぬと考えるならば、それは、われわれの洞察力の欠如にある。そして、日本と米国との戦争は、危険にして、いつ、突発的に起ころうかも知れない。この重大な電報は、いつでも歴史の記録に残ることになる。

このグルー電の要旨は、米国が日本に対して経済的圧力を継続し、そのことによつて、戦争への危険を縮小し、日本の軍国主義を崩壊させることができるという錯覚を持つことは危険である。日本は平和の構想が失敗した場合、戦争への準備を整えているので、日本のハラキリによつて、戦争へ突入する恐れがあると日本人の心理を分析し、ワシントン政府に忠告した。また、日本人と米国人の論理的尺度が違つていることを指摘し、日本人が、外国人の圧力に屈服しないと観察している。グルーの日本および日本人觀の鋭い考察に、むしろ驚かされる。そして、日本との戦争が、米国の国家目標や政策によつて正当化されるかどうか、慎重に考慮すべきであると結んでいる。

四 来栖大使の派遣とマジックの曲訣

一月四日、伊勢神宮参拝から帰京した東郷は、深夜に来栖三郎大使を招き、渡米して、野村と協力することを要請した。東郷は来栖に、日米交渉が行き詰っていることを説明し、今となつては甲乙両案によつて米国側を説得する外なく、交渉決裂の場合、戦争という局面に至る状況を、野村に明確に認識させて、この難局を開拓するよう説得した。

では、なぜ東郷は来栖の起用に踏み込んだのだろうか。第一は、ワシントンの野村に対しても、本国からの訓令を忠実に実行しているかどうかに、不安があつたからである。第二は、野村自身から来栖の応援依頼があつたこと。第三は、日独伊三国同盟に対する、東郷と来栖は共に懷疑的であつて、同意見の持主として、平素から意思の疏通をしている仲であった。出発を前にした来栖は、グルーと会見したが、グルーはこの時の様子を、「彼が、何か特別な提案を持って行くという印象ではなかつた」⁽⁴²⁾と日記に印している。グルーは、来栖の派遣は徒労に終るだろうと見ていた。東郷自身も、その手記のなかで「今になつてみると、無用のことを為さなければよかつた」と反省している。実質的効果が乏しかつたからであろう。

一月七日前九時、野村はハルを訪ね、まず、甲案を提出して交渉に入った。ハルは、支那における日本軍の撤兵と駐兵との割合に関心を示し、「日支間の友好関係の回復を、日本政府がどのように考へておられるか聞きたい」と申し出ている。これに対し、野村は「大部分は撤兵し、駐兵は一部分となるであろう」と説明した。野村の説明が、日

本国内の情勢を適確に把握していたかどうか疑わしい。

ここで、指摘しておかなければならないことは、一月七日の野村・ハル会談以前に、ハルは、東郷の訓令（一一月四日付、野村大使宛電報七二六号）の内容を知っていたと思われるふしがある。ハルの回想録によると「われわれにとって、これらの意味するところは明白であった。日本はすでに、戦争の車輪を回し始めていたのであり、一月二五日までに、われわれが日本の要求に応じない場合、米国との戦争も辞さないことに決めていた」と述べている。この訓令は、甲案の妥結を期限を設けて要請したものであって、東郷の意思是、米国との戦争を意味するものでない。また、甲案についての交渉方針を訓令した電文の「本案は最終的譲歩案にして」とあるのを、「最後通牒なり」⁽⁴⁾と断定している。この英語の意味（ultimatumに相当する）するところは、開戦予告に等しい。さらに、ハルは「野村は依然として、日本の平和提案を提示し続けたけれど、私の机に届く傍受電報は、日本が別の意図を持つていてそれを物語っていた」とし、東郷と野村を全く信用していない様子が判る。

日本からの電文のマジックを解読した米陸軍情報部は、その内容や言葉を誤訳や曲訳することによって、日本の政策や意図を正しく反映することができず、その結果、ハルは日本政府の政策に著るしい誤解をしている。これがゆえに、日米交渉は、米国側が日本の意図を読み違えることによって、全くボタンを掛けちがえることになった。米国によるマジックの解読は、日米両国をコミュニケーション・ギャップへと導き、日米衝突の一つの原因を作ったことは、皮肉な歴史の結果を持たらすことになった。

五 甲案による交渉

一月一〇日、東郷はグルーの来訪を求め、「米側では会談 (conversation) であつて、交渉 (negotiation) ではない」と言うが、現在の段階では、既に交渉と解すべきである⁽⁴⁴⁾と指摘した。日米交渉についての妥結へ向けて、東郷の熱意を披瀝したものである。同日、野村もルーズベルト大統領と会見し、大統領は「全世界は、今や侵略の勢力による禍乱のため危殆に瀕している」⁽⁵⁰⁾との認識を示し、日本に対し不快の念を表わしている。ここにも、日米相互認識にギャップがある。

一月一二日、ハルは野村に二通の覚書を手交した。一つは、日本が平和政策を実行する誓約を求めたもので、他方は、中国との友好を求める抽象的なものであった。甲案については、そこには何らの言及もなく、米国は全く無視しているように思える。マジックの曲訳によつて、実質的には葬り去られたのだろうか。

この会談後、野村は東郷に打電して、その時の米国の態度の印象について、次のように報告している。「①政治的根本原則を譲り、戦争を辞せざる覚悟、②支那の主権に累を及ぼす如き条件を承認しない、③枢軸関係が背後より米国を脅かしている、④日本が南進を敢行する場合、対英米蘭との戦いになり、ソ連もこれに参加する可能性がある」⁽⁵¹⁾との要旨で、結論として、世界全局の見透しが判明するまで、辛抱するのが得策と進言している。これに対し、東郷は野村の見解には十分理解できるが、一月末までに、甲案交渉を妥結するよう急ぐことを返答した。戦争への時間的余裕がない国内情勢と、ワシントンの大使館とのペーセプション・ギャップが、ここにも見受けられる。

一月一七日、昨日ワシントンに倒着した来栖と野村は、ハルとルーズベルトを訪問した。大統領は「日米間に一般的諒解 (general understanding) を作るゝことよりて、事態を救い得るものと思ふ。米国は日支問題に干渉 (intervene) も調停 (mediate) もする次第でない。単に、紹介者 (introducer) にならんとするのみである」と、両大使に語った。米国の方針に対する実情と大統領の言葉は、矛盾しているように見える。

まだ、この時、ハルは来栖のことを「彼の顔つきや態度に、信頼や尊敬を得るものがなかつた。私は、初めから、この男は嘘つきだと感じた。私が、傍受電報や正規の情報、それにこれまでの交渉における日本の態度を分析したところから、日本の意図を知っていた。来栖が日本を出発する時、日本政府の計画と彼に与えられた役目を、来栖は知っていた。すなわち、来栖のワシントン派遣の目的は二つである。第一は、あらゆる圧力と説得力で、われわれに日本側の条件を受諾させること。⁽⁵³⁾ 第二は、それが失敗した場合、日本の攻撃準備ができるまで、会談によつてわれわれをひきずつておくれ」とであった」と述べている。来栖に対する酷評は、はなはだしい誤解であり、彼の任務についても、著るしく歪曲されたものである。これも、マジックの曲訳に由来している。このようにして、甲案は、終始、議論されることがなく、自然消滅したのである。

同日、米国議会は中立法改正を可決した。⁽⁵⁴⁾ 戰争準備への方向転換である。

六 乙案による交渉最後の努力

一月一八日、野村と来栖は、ハルと会談した。この時、ハルは三國同盟に非難を集中したので、野村が私案とし東郷外相と日米交渉（池田）

て「凍結 (freezing) 前の事態に復帰してはどうか」と答えた。この野村私案は、日本政府の反発を招き、東条も「出先で私案を提出するのは面白くない」⁽⁵⁶⁾と非難し、東郷も「乙案の範囲を縮少して先方へ提出したことは、交渉技術より見れば無茶である」⁽⁵⁷⁾と、野村の行動を批判した。本国政府とワシントンとのコミュニケーション・ギャップが、ここにも見られる。

一月二〇日、両大使とハルは会談し、乙案が提出され、いよいよ最後の平和への努力である日米交渉が行われた。ハルはマジックの解説により、既にこの内容を知つており、「これが日本の最終的通告であり、日本の提案を受諾する」とは、降伏に等しい」と考えた。そこで、ハルは、乙案を拒否する方針に変わりなかつたが、交渉打ち切りの口実を日本側に与えてはまずいと思い、外交技術で穏やかな待応をした。

このことは、ハルの回想録を読むと判る。それによると「大統領と自分は、乙案を受諾すれば、アメリカが日本の過去の侵略と将来の征服を認めることになる。これは、米国の重要な外交原則を放棄し、中国とソ連を裏切つて、日本によるアジア支配という野望のサイレント・パートナー (silent partner) になることに等しいと判断した」とある。これでは、交渉の入口さえ全く認めないものであり、難行したのは当然である。会談後の記者会見においても、ハルは「カンヴァセイションは、今なお exploratory (探査的) の段階にある」と語つており、ハルの信念と立場は、最後まで変わらなかつたのである。乙案に対しても、ハル自身はもとより、国務省当局さえ、一顧の価値もないとの意見で一致していたのであるから、何をか言わんやである。

同二一日、来栖はハルと単独会見して、三国同盟について「日米諒解案が成立すれば、三国同盟は断絶される（interrupt!）」⁽⁵⁸⁾と述べたことを対して、ハルが特別の興味を示したようである。だが、この会談も、抽象論以上には

展開しなかった。

同二二一日、両大使はハルを私邸に訪ねた。野村は、乙案に対する米国政府の意向を質ねると、ハルは「そのような要求に答える理由はない。自分がこのような努力をしているにも拘らず、遮⁽²²⁾二無⁽²³⁾一当方の諾否を迫る態度には失望する」と返答した。野村の問いを、demand（要求）と使ってむしろ立腹するような態度をとつており、冷静さを失ったハルの様子が手に取るよう判る。

甲案同様乙案も、一度もテーブルの上で正式な交渉が行なわれることなく、米国側によって遂に放棄されることになつた。一月二六日、大統領もこのことを承認している。

七 ハル・ノートと交渉の決裂

一月二六日午後五時、ハルは両大使に書類二通を手交した。このなかで、ハルは「乙案について五日間審議を尽くしたが、遺憾ながら同意申し上げ難い。只今、御渡した米国案は、六月二一日の米国案と九月二十五日の日本案とを併合した案である」と主張し、この案はあくまでも原則論であると付け加えた。世にいふところのいわゆる「ハル・ノート」である。

ハル・ノートは、「オーラル・ステートメン」と、「政策に関する相互宣言案と合衆国政府の採るべき措置」の二項目から成つてゐるが、その内容は①日、英、米、蘭、華、ソ、タイ間の不可侵条約の締結、②日、米、英、蘭、華、タイによる仏印領土主権の尊重および特恵待遇の排除、③中国および仏印からの日本軍の完全撤兵、④新国民政府

(汪兆銘政権)の否認、⑤中国の治外法権撤廃、⑥互恵日米通商条約の締結、⑦資産凍結解除、⑧円と為替の安定、

⑨日独伊三国同盟条約の否認、に要約される。

ハル・ノートは、従来の米国政府の政策から考へると、日本政府にとって高飛車なものであり、特に中国問題に関しては、絶対に受諾することができないものであった。また、三国同盟についても、強硬に譲歩を迫つており、承服できるものではなかつた。一一月二七日、連絡会議は、ハル・ノートを米国の「最後通牒」と認めた。

米国は、なぜこのように日米交渉を破壊させるような提案をしたのだろうか。加瀬（当時の東郷外相秘書官、アメリカ局第一課長兼交渉主管課長）によると「ハルはスチムソン（陸軍長官）の『暫定取り極めはどうなつたか』といふ質問に対し、『あれはやめにした。私はもう交渉から手を引いたから、問題は君とノックス（海軍長官）——陸海軍の手に移つた』^⑩と答えた事実によつて解明される」とある。ハル・ノート提出の前日の二五日、ルーズベルトは、ハル、スチムソン、ノックス、マーシャル（参謀総長）、スターク（軍令部長）をホワイト・ハウスに集め、一二月一日の月曜日あたりが最も危険だと思うが、日本は奇襲を得意とするから、十分な対策を講ずる必要があると言つてゐる。なお、この会議において、「アメリカに過大の危険を招かぬよう配慮しつゝ、日本が先ず攻撃せざるを得ぬよう仕向ける」(The question was how we shoud maneuver them into the position of firing the first shot without allowing too much danger to ourselves)^⑪ うちに合意したとある。米国は既に交渉をあきらめ、戦争への準備を怠りなくしていたことが判明する。そればかりか、むしろ、日本に奇襲攻撃されることを、米国自身が望んでいたことすら推測される。また、米国内の新聞論調も、次第に戦争への切迫感がにじむようになつていつた。

ハル・ノートを一読した東郷は、目が暗むばかりであった。この時の様子を「米国が今までの経緯および一致する

範囲を全て無視し、從来執ってきた最も強硬な態度さえ越えた要求を、ここに持ち出したのは、明らかに、平和的解決に到達せんとする熱意を有しないものであり、ただ、日本に全面的屈伏を強要するものである。結局、長年に涉る日本の犠牲を全然無視し、極東における大国たる地位を棄てよというのである。しかし、これは日本の自殺と等しい」と述懐し、驚愕と落胆の複雑な心境を、回想録に綴っている。

さらに、東郷はハル・ノートを受け取った時の野村と來栖の態度を批判していることにも注目したい。二六日発の野村電報は、乙案交渉を断念したかのようなニュアンスがある。これに対し、東郷は「在外使臣が任國政府との交渉にあたる際、本国政府の訓令に基き、全力を傾注して相手方を説得せしむるを本義とすべきである」⁽¹⁶⁾と、野村の独断を叱責している。また、來栖に対しても「ミイラ取りがミイラになった」と、來栖の交渉態度に不満を漏らしている。

ハル・ノートに失望した東郷は、辞意を秘め、元内務大臣・牧野伸顕に意見を求めた。この時の様子を吉田茂元駐英大使（牧野伯の女婿）の回想録によれば、「和戦の決は最も慎重を要する。この重大な時に当つて外務大臣として、その措置を誤らざるよう希望してやまない。そもそも明治維新の大業は、西郷、大久保など薩摩の大先輩⁽¹⁷⁾が非常な苦心をもつて、大帝を補佐して成就したのである。今日、もし日米開戦するに至り、一朝にして明治以来の大業を荒廃せしむるようなことあらば、當面の責任者の一人たる外相として、陛下および国民に対して申し訳ないことであるのはもちろんだが、郷党の大先輩に対しても顔向けできないというものだ」と、郷里（鹿児島県）の先輩として、職務に精励するよう忠告した。それと同時に、吉田は東郷を訪ね「ハル・ノートはあくまで試案であり、日米交渉の基礎であつて、最後通告ではないから早まらぬよう」⁽¹⁸⁾と、外相に止つているように述べた。ただ、吉田がハル・ノートを日米交渉の基礎としている点は、事態の認識を誤っている。吉田は、その後「もし君は、このことが聞き入れな

かつたら、外務大臣を辞めるべきだ。君が辞職すれば、閣議が停頓するばかりか、無分別な軍部も多少は反省するであろう。それで死んだって、男子の本懐ではないか」と、吉田らしく单刀直入に述べている。軍部の跳梁跋扈に歯軋りをする思いは、東郷は激励して、自分の思いを託したのだろう。

一月三〇日、連絡会議が開かれ、「日本がかくまで日米交渉の成立に努力したにも拘らず、米国はハル公文の如き最後通牒を送つて我方を挑発し、さらに武力的強圧をも加えんとする以上、自衛のために戦うの外なしとするに一致した」⁽¹²⁾のである。これを受け、東郷は野村に対し「アジアの現実と日本の権威を無視する米側の態度には承服しかねる」旨を訓令した。ハル・ノートに不快の念を示し、これを承諾することはできない旨を明瞭にした。

一二月一日、御前会議は「一一月五日決定ノ帝国々策遂行要領ニ基ク、対米交渉遂ニ成立スルニ至ラス、帝国ハ米英蘭に対し開戦ス」との議案を決定した。この御前会議を以って、日本政府は正式に、ハル・ノートを拒否した。だが、この間も、ワシントンにおいては、両大使と米国間に交渉は継続されていた。

八 対米覚書と開戦

一二月五日、閣議は「対米覚書」を承認した。この覚書は七項目から構成されており、その要旨は、①平和維持に関する日本政府の見解、②自衛権に関する米国の主張に対する反駁、③米国の提案（ハル・ノート）は、日本の生存を脅威する、④日本の大国としての権威を侵害するハル・ノートを受諾することはできない、⑤よつて、日米交渉を打ち切らざるを得ない、日米相携えての太平洋の平和の維持への希望は失われた、との内容であった。

一一月六日、東郷は対米覚書をワシントンの野村に打電した。その際、覚書を一四部に分割し、一時間おきに一一〇の経路を使用したが、これは一度に長文電信を送ると、米国が警戒するのを恐れたからである。なお「アメリカ側に提出する時期は追電するが、何時でも提出できるように、あらかじめ浄書しておくこと、ただ、機密保持のためタイピストなどは、絶対に使用せぬこと」も合わせて指示してあった。⁽⁷⁵⁾ この指示は、真珠湾攻撃とワシントン政府に対する開戦の通告が間に合わず、後世に問題を残すことになった。

ルーズベルトは、覚書の一三本のマジックを読んだ後、側近のポップキンスに「This mean war (これで戦争だ)」⁽⁷⁶⁾と語った。

一一月七日午前一二時半、グルーがルーズベルトから天皇陛下に対する親電を携えて、外相に面会を求めた。八百語にも数える長文の内容は、①日本の開国以来の日米友好関係の回顧、②米国の平和政策の説明、③南仏印における日本軍の増強は、隣接諸国を著るしく脅威している、④仏印から全兵力を撤退することが、南太平洋の平和を確立するためには必要である、といふものであった。親電は米国の強硬な姿勢で貫かれており、政府の考慮の余地は全くなかつた。

一二月八日、日米両国にとって、歴史的運命の日がやつてきた。午前七時、東郷はグルーを外相官邸に招き、対米覚書と親電に対する陛下の内意を伝達した。

一方、対米覚書は、米国のワシントン時間、一二月七日午後一時（東京は八日の午前三時、時差一四時間）に、野村、来栖よりハルに手交されることになっていた。ところが、両大使がハルに面会したのは、七日の午後二時二〇分であった。日本政府の指定時刻を一時間以上も経過し、真珠湾攻撃（東京、八日午前三時二五分）から約一時間経つ

ていた。ハルは、両大使の提出した覚書を読むと（ハルは、ルーズベルトからの電話で真珠湾攻撃を既に知っていたので、加瀬の記録によると「その内容は既に知つており、読む真似をした」とある）、野村の方を向き「はつきり申し上げるが、私は過去九ヶ月間、あなたとの交渉中、一言も嘘を言わなかつた。それは記録を見れば、良く判ることだ。私は五〇年間の公職生活を通じて、これ程恥知らずな偽りとこじつけだらけの文書を見たことがない。こんなに大がかりな嘘とこじつけを言う国がこの世界にあらうとは、今日まで夢にも思わなかつた」と、言葉を吐き棄てるようになつた。さらに、ハルは「野村は何か言いたそうであつた。私は彼が大きな激情に襲われていてゐるのを感じた。私は手を振つて、何か言い出しそうな彼を制止して、アゴでドアの方を指した」とある。ハルは、両大使に接する時、椅子さえも勧めていない。完全な敵対的態度であり、ハルの冷淡な性格が最も良く表われてゐる。

なぜ、このような時間の誤差が生じたのだろうか。野村の手記によると「暗号の解読及びタイプライチング等々間に合わずして、午後二時、國務省に倒着し、暫く待ち合せして、午後二時二〇分、國務長官室に入つた」とある。暗号の解読とタイプライティングに手間取つたと、言い訳をしている。この点、加瀬は「東京の措置は万事着実に行なわれ、いささかの遺漏もない。手違ひが起つたのは、意外にも、ワシントン大使館であつて、充分の時間的余裕があり、かつ、嚴重な注意電報も届いていたのに、どういうわけか解読済書に暇どつて、訓令に違反する結果となつたらしい」と、厳しくワシントン大使館のミスを指摘している。ハルも「この指定の時刻（七日午後一時）の時刻の重要性を知つてゐたのだから、たとえ、通告の数行しか出来上つていなかつたとしても、出来上り次第、後から持つて来るようになつた」と、大使館にまかせて、午後一時までに、私に会いに来るべきであつた」と、野村の対応のまささと事の重要性に対する認識の不足を諫めている。日本は、外交交渉中にだまし討ちをしたという汚名を、世界史に残すことになつた。

一方、米国の歴史学者、ロバート・ビュートーは「一二月七日午後一時に覚書を渡せば、攻撃までに十分な時間がある」という伊藤整一軍令部次長の説明を鵜呑みにし、東郷外相が、開戦の正確な時間を十分に確認しなかつたこと⁽³³⁾に問題があるとして、東郷を批判している。しかし、一二月五日、田辺参謀次長と伊藤の来訪を外務省に受けた東郷は「伊藤次長から統帥部において定めた時刻を、さらに二〇分繰り下げる（一二月一日、伊藤は七日の午後零時半としていた）必要があることを発見したから、これに同意して欲しいと言ふことであった。その理由を訪ねたところ、伊藤次長は、自分が計算違いをしていたからであると述べた。（中略）私は、通告と攻撃の間隔はどの位の時間が必要かと質したが、伊藤次長は、それは作戦の機密で申し上げられないとのことであった。よって、私は午後一時に変更しても、攻撃開始まで充分の余裕があるかと質したら、次長はその通りであると言明したから、自分は同意した」と記している。開戦時刻については、杉山参謀総長も永野軍令部総長も軍事作戦上の機密を理由に、その時刻を明らかにしなかつた。「統帥権の独立」という当時の状況からすると、東郷の責任を追求するのは無理であろう。

一二月八日午前一時四〇分、「宣戦の詔書」が発布された。同日、ルーズベルトは、連邦議会に臨んで、戦争状態宣言を要請した。これを受け、米国議会は、上院八三対〇、下院三八八対一によって、開戦を決議した。この時、東郷は「自分としては、人類のため国民のため、ここ一ヶ月半自分の全精神を傾倒したので、これ以外更に方法なしと言ふ所までつきとめての措置は、天の感得せらるる所であらうとの一念に徹した」と、感想を述べている。

注

① 東郷は、駐ドイツ大使時代に、日独伊三国同盟は「英米を目標とする同盟にあつたことは、独逸側提案を一瞥すれば明瞭である（東郷茂徳「時代の一面」原書房、一九八五年、一三一ページ。以下、時代の一面とする）との理由で、松岡外相の三

国回顧録結論に一貫して反対した。そのため、松岡外相によれば、一九三八年一〇月、駐ソ大使に転任せられた。その後、一九四〇年一〇月、第二次近衛内閣の松岡によると、いわゆる「大旋風人事」によって帰國を命じられていた。

(2) 第二次近衛内閣（一九四〇年七月一九日成立）は、日米戦争を回避するため、日米交渉を強力に推進する決意を固めた熱意の表われである。その第一は、米国からオルシ（James E. Walsh）ハーリー・カム（James M. Drought）の二人の牧師が来日し、日本から個人の資格で陸軍省の岩畔義雄大佐と首相特使の井川忠雄が渡米し、私的交渉による試案を作成するなど、第一は、親米派でルーズベルト大統領と親交のある野村吉三郎海軍大将を駐米大使に起用して、日米交渉に当たるやるべしである。日米諒解案の要旨は本文にあ。

(3) 野村吉三郎「米國と使ひて」、『東波書店』昭和11年、100頁～。

(4) Cordell Hull The Memoirs of Cordell Hull, Vol. II, The Macmillan Company, New York, 1948, pp. 994-995.

(5) Foreign Relations of the United States, The Far East, 1941, Vol. IV, United States Government Printing Office, Washington, 1956, p. 163. (以下FRUS ルジョン)

(6) David J. Lu, Matsuoka Yasuke and His Times, 1880-1946, 1981. 昭和33年「経済社会の歴史」、トヨのヒコタ

リス、一九八一、111頁～。

(7) C. Hull, The Memoirs, p. 1001.

(8) Ibid., p. 1001.

(9) FRUS, Japan 1941, Vol. II, p. 485.

(10) 畠山川誠「論獨裁」、『日刊朝日』～。

(11) 大部眞治「近衛文麿」、「歴文庫」昭和11年、111頁～。

(12) FRUS, The Far East Vol. IV, pp. 263.

(13) 岩隈義一「日本外交史」、昭和11年、「日米交渉」、鹿島研究所出版部、昭和11年、1-141頁～。

(14) Herbert Feis The Road to Pearl Harbor, The Coming of the War Between the United States and Japan, Princeton University Press, New Jersey 1950, pp. 248-249.

(15) 久務禪「日本外交史素描」、「歴文庫」原編著、昭和11年、101頁～。

(16) 木戸幸一「木戸幸一日記 下巻」東京大学出版会、一九七四年、九一七ページ。

(17) 時代の一面、一六一ページ。

(18) 一〇月一七日、東郷は東条陸相に、外務大臣兼拓務大臣として入閣するよう申し込まれた。しかし、日米交渉の難関たる支那駐兵問題に陸相が強硬な意見を述べたため、一旦、外相就任を拒絶している。また、その後、海相の人選に当つて質問したところ、嶋田繁太郎大将となるとの答えに、嶋田なら交渉促進に賛成するだろうと胸算している。

(19) 加瀬、前掲書、二五三ページ。

(20) 同書、二五三ページ。

(21) 天羽英二日記・資料集、第四巻、天羽英二日記資料集刊行会、昭和五七年、三二五ページ。

(22) 西春彦「回想の日本外交」、岩波書店、一九六五年、一一五ページ。

(23) 外務省「日米交渉資料」、原書房、昭和五年、二二九ページ。

(24) 外務省、前掲書、三八一ページ、東郷大臣発野村大使宛 第六九八号。

(25) 時代の一面、二一一一二二ページ。

(26) 連絡会議とは、内閣から首相、陸相、海相、外相、蔵相及び企画院総裁が出席し、その他の閣僚も必要に応じて出席することになっていた。東条内閣では、農相、通相、統帥部から参謀総長と軍令部総長並びに両次長。幹事として内閣書記官長及び陸海軍務局長が当たった。外務省から西次官と山本アメリカ局長が出席。

(27) 加瀬、前掲書、二五七ページ。

(28) 外務省、前掲書、下、五五六一五五七ページ。

(29) 加瀬、前掲書、二五九ページ。

(30) 時代の一面、二一八一二一九ページ。

(31) 加瀬、前掲書、二五八ページ。

(32) 服部草四郎「大東亜戦争全史」、第一巻、鰐書房、昭和二八年、二二〇—二一一一ページ。

(33) 同書、二一一ページ。

(34) 時代の一面、二二二二ページ。

- ⑤5 田米交渉資料、三八九—三九〇年—。○
- ⑤6 時代の一面、三三一五八—。○
- ⑤7 西、前掲書、一一九八—。○
- ⑤8 時代の一面、三三一八八—。○
- ⑤9 時代の一面、三三一九九—。○
- ⑥0 田米交渉資料、三八九九—。○
- ⑥1 Joseph C. Grew, *Ten Years in Japan, A Contemporary Record Drawn from the Diaries and Private and Official Papers*, Greenwood Press, Connecticut, 1944, p. 470.
- ⑥2 *Ibid.*, p. 471.
- ⑥3 藪代、三三一四七—。○
- ⑥4 FRUS, Far East, Vol. IV,
- ⑥5 斎木、前掲書、三三一四七—。○
- ⑥6 Hull, *op. cit.*, p. 1057.
- ⑥7 西、前掲書、一四〇八—。○
- ⑥8 Hull, *op. cit.*, p. 1060.
- ⑥9 斎木、前掲書、三三一四七—。○
- ⑩0 斎木、前掲書、一四〇八—。○
- ⑪1 回書、一四五八—。○
- ⑫2 回書、一四五八—。○
- ⑬3 Hull, *op. cit.*, pp. 1062-1063.
- ⑭4 上院芝生〇文七、下院芝三三一九四八年少差し飛んだ。されば「米匪世論が歐州戦参加に、なま強し抵抗をした」と（斎木、前掲書、三三一七一—）」るふが事実。
- ⑮5 斎木、前掲書、一四五八—。○

- 時代の一面、二四二一ページ。
同書、二四二一ページ。
Hull, *op. cit.*, p. 1071.
Hull, *op. cit.*, p. 1070.
加瀬、前掲書、二二七四ページ。
Hull, *op. cit.*, p. 1071.
野村、前掲書、二五二一ページ。
同書、一五三三ページ。
加瀬、前掲書、一九五一二九六ページ。
加瀬、前掲書、二八一ページ。スチムソン日記、一九四一年一月十七日、毎日新聞社訳・編「太平洋戦争秘史」—米戦時
指導者の回想、昭和四〇年、一一三四ページ。
時代の一面、二五二一ページ。
同書、二四五五ページ。
同書、二四五五ページ。
吉田茂「回憶十年」、第一巻、新潮社、昭和二一年、新潮社、四九ページ。
同書、五〇ページ。
同書、五〇ページ。
時代の一面、二六三三ページ。
加瀬、前掲書、二九七ページ。
外務省、前掲書、下、五六四ページ。
加瀬、前掲書、三〇一ページ。
同書、三一七ページ。
同書、三二五ページ。

- ⑧ Hull, *op. cit.*, p. 1096.
⑨ *Ibid.*, pp. 1096-1097.
⑩ 駐在、福岡署、1945年1月。
⑪ 沖繩、福岡署、1945年1月。
⑫ Hull, *op. cit.*, p. 1097.
⑬ Robert J. C., Butow, *Tojo and The Coming of the War*, Princeton University Press, New Jersey, 1961, pp. 378-379.

⑭ 直轄地1個、114度K-180°
⑮ 直轄地1個、118度K-180°